

我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。

経済産業省

＜迅速かつ的確な特許審査の実現＞

迅速かつ的確な特許審査について、産業構造審議会に特許制度小委員会を設け検討、平成15年1月に中間とりまとめを行った。これを受け、現在国会に関連法案を提出すべく検討中。

併せて、知的財産戦略大綱において、特許庁に求められている、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される平成17年度までの総合的な計画を策定する予定。

「知的財産戦略大綱」で指摘されているとおり、質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資により更に知的財産を創造する力が生み出されてくるという知的創造サイクルがスピードをもって拡大循環すれば、知的財産は大きな利益を生み、経済・社会の発展の強力なエンジンとなる。知的財産の「創造」、「保護」、「活用」及びこれらを支える「人的基盤の拡充」の4分野において知的財産に関する制度改革を集中的・計画的に実施し、知的創造サイクルを拡大好循環させ、我が国の経済・文化の持続的発展を可能とする知的財産立国を実現する。

知的財産戦略大綱、知的財産基本法で示された課題について、今後も着実な実行が必要。

①第156回国会会期末迅速かつ的確な特許審査を実現するため、特許法等を一部改正する法律を制定する予定。
また、平成17年度までの総合的な計画を策定し、その後、その着実な実施を図る。

<模倣品対策の強化>

模倣品・海賊版対策の強化については、二国間・多国間交渉を通じ、侵害国・地域に対し模倣品取締にかかる法令の整備、体制の確保及び運用の改善について働きかけを行った。

特に、中国に対しては官民一体となった合同ミッションを派遣し、中央政府・地方政府に模倣品取締の一層強化を要請した。

また、侵害品に対する国境措置の強化について、関係省庁と連携しながら検討を行い、「関税定率法」を改正予定。

①第156回国会会期末

・関税定率法の施行

②平成15年末

・模倣品・海賊版被害の深刻な国・地域に対して、引き続き模倣品等取締の強化の要請や、取締関係機関の能力の向上のため人材育成協力等を行う。また、これらの取組にあたっては産業界と連携して行う予定。

・国内水際対策については、制度・運用の改善状況を踏まえつつ、侵害疑義物品及び侵害認定品に係る情報開示の促進のための方策等について、関係省庁と連携し、結論を得る予定。

③それ以降

・上記検討を踏まえ、法制面及び運用面での改善策について具体策を策定する予定。

| | | | | | |
|---|---------------------|--|---|------------|---|
| | | <p><知的財産の創造・流通・活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業が知的財産の戦略的なプログラム策定のための参考となるべき指針については、平成15年3月に産業構造審議会経営・市場環境小委員会の報告書を取りまとめ、知的財産の取得・管理指針、営業秘密管理指針、技術流出防止指針を策定した。 ・知的財産に関する情報開示については、産業構造審議会経営・市場環境小委員会にて、指針を策定すべく検討を開始。 ・特許等の流動化については、産業構造審議会経営・市場環境小委員会にて、制度上・運用上の問題点の解明と対応策につき検討を開始。知的財産権の信託に関する緊急提言をとりまとめた。 ・独立行政法人産業技術総合研究所においては、研究・人材評価への知的財産の考慮、知的財産戦略推進のための体制整備を進めるとともに、研究試料取扱規程の制定による環境整備を行った。 | | | <p>①第156回国国会期末</p> <p>②平成15年末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産に関する情報開示の指針を策定する予定。 ・特許等の流動化について、更なる制度又は運用の改善を含め、検討を重ねる予定。 ・3つの指針について産業界に対し、広く普及を行う予定。 |
| <p>関係府省は、平成14年度から、サービスフランチャイズシステムにかかる環境を整備する。</p> | <p>経済産業省公正取引委員会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスフランチャイズを含む業界自主基準を日本フランチャイズチェーン協会において定め、情報開示の徹底や、相談機能の拡充を行った。（平成14年6月） | <ul style="list-style-type: none"> ・情報開示の徹底を趣旨としたパンフレットを25万部印刷・配布。 | <p>()</p> | |

| | | | | | |
|--|--------------|--|---|------------------------------------|--|
| | | <p>・規制改革推進3カ年計画に基づき、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るため、本年8月にサービス業等の小売業以外のフランチャイズについて政府の承認統計として実態調査を実施し、10月末に調査結果をとりまとめ。</p> | <p>・サービス業フランチャイズを含めたフランチャイズ全体に関し、一定の実態把握ができた。</p> | <p>・具体的な検討課題の抽出には更なる調査・検討を要する。</p> | <p>・サービス・フランチャイズシステムの健全な発展に向けた具体的な環境整備の在り方について検討を行うため、有識者等による研究会を開催し、今夏を目途に一定の結論をとりまとめる。</p> |
| <p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を行った。</p> <p>・第154回国会において、自動車リサイクル法が成立し、第一段階の規程が施行（平成15年1月）されたところ。</p> <p>・家電リサイクル法においては、昨年産業構造審議会を開催して、電気冷蔵庫の追加や断熱材フロン対策について審議を行ったところ。</p> <p>※3Rプログラム： 環境と経済の統合された循環型経済システムの構築を目的とし、3R対策を講じる必要性の高い自動車や家電分野を中心とした実用化技術開発</p> | <p>・エコタウン事業において17地域を承認、28施設を整備。</p> | | <p>①②③3Rプログラムやエコタウン事業に基づき、技術開発やリサイクル関連施設の整備を引き続き行う。</p> <p>③平成16年末を目途に自動車リサイクル法を本格施行する予定。</p> <p>②家電リサイクル法関係政省令の改正。</p> <p>②資源有効利用促進法における対象業種・製品の見直し等について産業構造審議会にて検討を行う。</p> |

| | | | | | |
|--|--------------|---|---|--|------------------------------|
| <p>関係府省は、協力して、消費者・利用者が環境に優しい製品選択を拡大する観点から、平成14年度からエコマーク、環境JIS、省エネラベリング制度等による消費者選択への誘因の充実強化を図る。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・環境JIS第2弾として、平成14年7月の建築基準法改正を受けて、シックハウス対策のためのJISを整備する。平成15年1月20日付けに制定公示されたJIS A1901（小型チャンバー法）を始めとして、平成15年3月20日までに建築内装材、塗料、接着剤、断熱材など45の建材関連のJISについても制定・改正公示する予定である。</p> | <p>・今後のシックハウス対策として活用が期待される。また、実際の室内空気中のホルムアルデヒドやVOC（揮発性有機化合物）濃度の予測も可能となり、更に、共通の測定方法をJIS化することによって、測定データの互換性・有効活用が図られ、ホルムアルデヒドやVOC放散量の低い建材の開発、普及拡大に寄与できる。</p> | <p>・揮発性有機化合物（VOC）に関する試験方法についての検討が必要である。</p> | <p>・JIS制定のための調査研究等に取り組む。</p> |
| | | <p>・平成15年1月開催の第8回日本工業標準調査会環境・資源循環専門委員会において、環境JIS策定期中計画の改定案、及び、分野別環境配慮規格整備方針の検討状況について、議論を行った。平成15年3月開催予定の第9回環境・資源循環専門委員会において、上記整備方針及び中期計画を報告する予定である。</p> | <p>・環境JIS策定期中計画の改定により、新たな環境JISテーマが発掘され、3Rを始めとした環境配慮に寄与できる。分野別に環境配慮規格整備方針を示すことにより、規格における環境負荷低減が促進される。</p> | <p>・環境JIS策定期中計画については、毎年度見直しを実施する。環境配慮規格整備方針については、技術革新等に基づき随時修正を実施する。</p> | |

| | | | | | |
|--|--------------|--|---|--|---|
| <p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車……の開発・普及に係る民間企業の取り組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>クリーンエネルギー自動車を含む低公害車（以下「低公害車」という）の開発・普及を促進するため、平成14年度に引き続き、平成15年度も以下の施策を実施する。 (予算措置) ・天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等のクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助、天然ガス等の燃料等供給施設の設置に対する補助を実施。 (平成15年度予算案：154億円) ・大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の技術開発を推進。 (平成15年度予算案：10億円) (税制措置等) ・低公害車に係る自動車税のグリーン化及び自動車取得税の軽減、天然ガス等の燃料等供給施設に係る固定資産税の軽減等の税制措置を実施。 (平成15年度より、LPG自動車、燃料電池自動車、水素供給施設を新たに対象に追加。) ・平成15年度より、新たに低PM車に係る自動車取得税の軽減措置を創設。 ・低公害車の導入に対し、日本政策投資銀行等の政府系金融機関による低利融資を実施。</p> | <p>・自動車メーカーによる車種拡大努力や、政府の普及支援策等により、クリーンエネルギー自動車を含む低公害車の普及台数は着実に増加。 (平成14年3月末：217万台 → 平成14年9月末(暫定)：323万台) ・今後とも、これらの施策を実施することにより、自動車メーカーの一層の技術開発や、ユーザーへの普及拡大を促し、我が国自動車産業の国際競争力の強化に寄与することを期待。</p> | | <p>① 予算措置については、平成15年度予算案が第156国会で成立予定。また、税制措置については、地方税法改正案が第156国会で制定予定。 ②、③ 低公害車の開発・普及に係る施策内容を自動車メーカー、ユーザーに対しPRを実施。</p> |
|--|--------------|--|---|--|---|

| | | | | | |
|--|--------------------|---|--|--|--|
| <p>厚生労働省、経済産業省は、平成14年度から、ITを活用し、医療・健康情報の提供や健康づくり支援産業育成のための環境整備をする。</p> | <p>経済産業省、厚生労働省</p> | <p>生活習慣病予防効果の高い予防・健康管理の実現を目指し、現在実施されている実際の健診情報の収集、分析に必要な要素技術の開発を目的とし、健診情報を活用した健康づくり支援システムの開発事業を実施した。</p> <p>平成15年1月より、新たな健康サービス産業のあり方等を検討するための「健康サービス産業創造研究会」を開催し検討を開始。</p> | <p>健康診断の検査値・問診結果から構成される健康診断情報データベースの試験的構築、及び健康診断情報の分析システムの開発等を行った。</p> | | <p>①第156回国国会会期末「ホームヘルスケアモデル事業」の公募を開始。「健康サービス産業創造研究会」の中間報告書とりまとめ。</p> <p>②平成15年末事業を引き続き実施。</p> <p>③それ以降事業を引き続き実施。</p> |
|--|--------------------|---|--|--|--|

| | | | | | |
|--|------------------------|---|---|---|--|
| <p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度、日本の文化の産業化を推進する。</p> | <p>経済産業省 文部科学省</p> | <p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。 ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。(平成14年度中に提言とりまとめ) ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。</p> | <p>・公正取引委員会と協力して、下請代金支払遅延等防止法の改正により、テレビ番組制作業などサービス産業を法の保護対象に追加。(第156回国会) ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。 ・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p> | <p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたりターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。 ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 コンテンツ産業の発展、国際競争力強化は、コンテンツ産業自体の付加価値増、雇用拡大のみならず、観光、製造業等を含む我が国の「ブランド価値」向上に資するものである。こうした認識から、コンテンツ産業の海外展開の強化、東京映画祭等各種イベントの有効活用により、「ジャパン・ブランド」価値の向上を図る。</p> | <p>③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。 ③総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。 ④コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ④東京国際映画祭を頂点とする地方を含む国内映像イベントの再編・強化を図り、ブランド力の強化、観光・製造業等他産業との連携強化を行う。 ④国内コンテンツ産業による海外展開を拡大するため、JETRO等も活用し、見本市機能の拡充、海外進出等に対する支援策の創設を図る。 ④イベント、見本市などの活用によるコンテンツ産業をコアとした「ジャパンブランド」の確立を含む総合的な海外展開支援策を講じる。</p> |
|--|------------------------|---|---|---|--|

| | | | | | |
|--|--------------|--|--|--|--|
| <p>関係府省は、平成14年度から、人材育成、映像やコンテンツの流通市場の構築、知的財産権保護等の推進を通じて、ゲームソフト、アニメーション、放送ソフト等コンテンツ産業を育成する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」 コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。 ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。 (平成14年度中に提言とりまとめ) ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」 著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。 ・コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。</p> | <p>・公正取引委員会と協力して、下請代金支払遅延等防止法の改正により、テレビ番組制作業などサービス産業を法の保護対象に追加。(第156回国会) ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。 ・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。 コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。3DCGなど高度な技術を活用した優れた作品とともに、優秀なクリエイターを創出した。</p> | <p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたリターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。 ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 ・コンテンツ産業は、ひとつのコンテンツを様々な形で戦略的に活用することにより、その経済的価値が飛躍的に拡大する特質がある。こうした戦略的活用を行うためには、コンテンツ産業の足腰の強化としてのクリエイターの育成はもとより、関連法制(著作権法、契約法など)、資金調達手法、海外との取引実務などの知識・ノウハウといったプロデュース機能をもった人材(プロデューサー)が不可欠。 また、ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある一方、優れたクリエイター アイデアを実現する技術的ボトルネックにより、新しいコンテンツビジネスが進展していない。 ・こうした認識の下、プロデュース機能の知識・ノウハウを体系化するとともに、具体的な人材育成手法を策定するとともに、技術的課題への対応を図り、クリエイションがビジネスに結びつき、クリエイターに利益が還元され、優れたコンテンツが生み出され続ける環境を整備することが重要。</p> | <p>③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。 ③総務省とも連携し、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。 ③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ③プロデュース機能強化のための基盤整備を行う。エンタテインメント関連法制、資金調達手法、マーケティング手法、資金管理手法、海外との取引の実務などを盛り込んだ具体的なプロデューサー育成のためのプログラムを策定するとともに、実験的に当該プログラムをいくつかの機関で実施し、さらにその評価を行う。 ③ブロードバンドコンテンツの流通拡大を目指すとともに、クリエイターの斬新なアイデアを実現するため、配信技術、セキュリティ技術などブロードバンド事業参入の技術的課題について制作支援、事業化支援を行う。 ③スキルスタンダードの設定、国内表彰制度の再編などを含む体系だったクリエイション機能強化プログラムを策定する。</p> |
|--|--------------|--|--|--|--|

| | | | | | |
|---|--------------|--|---|--|--|
| <p>関係府省は、地元自治体と協力し、道路等利用を含め、イベントやロケ等を通じて、商店街の活性化及び地域の観光振興を推進する。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>市町村が策定する基本計画に基づいて市町村、商店街振興組合等が実施する様々な事業に対して支援を実施することにより、商店街を含む地方の中心市街地の活性化を促進し、特色ある地方の再生を図ってきた。</p> <p>①市町村、TMO、商店街振興組合等が実施する各種事業の支援策としての予算の確保。</p> <p>②中心市街地活性化関係8府省庁が連携して大型閉鎖店舗活用支援策の相談受付を開始（10月1日～3月末）。：相談件数（平成15年2月17日現在）3件</p> <p>③大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進し中心市街地の商業活性化を図るために中心市街地内における大店立地法の簡素化を定めた構造改革特別区域法が成立（4月1日施行）。</p> | <p>中心市街地の活性化にかかる基本計画の提出数が536市区町村（平成15年2月17日現在）となり、また、TMO構想、TMO計画の認定数もそれぞれ、260、107となり各地域における中心市街地活性化の事業が本格化してきている。</p> | <p>事業の本格化に伴い、各市町村等からの事業支援に対する要望が増加しており、国においても更なる支援の拡充が求められることが予想される。</p> | <p>①第156回国会会期末平成15年度予算が成立後速やかな執行を実施 市町村等の意向を踏まえた平成16年度予算要求</p> <p>②平成15年末 市町村等の意向を踏まえた平成16年度予算要求</p> <p>③それ以降 中心市街地活性化政策全体の更なる拡充</p> |
|---|--------------|--|---|--|--|

| | | | | | |
|--|--------------|--|---|---|---|
| <p>農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p> | <p>経済産業省</p> | <p>・関係6府省(内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力して、バイオマスを循環的に最大限活用することにより、将来にわたって持続的に発展可能な社会の実現に向けた国家戦略である「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定し、平成14年12月27日に閣議決定された。</p> | <p>・総合戦略においては2010年頃を目処として、下記の数値目標を設定した。 ①廃棄物系バイオマス(紙ごみ、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材等)を炭素量換算で80%以上を利活用。 ②未利用バイオマス(農作物非食用部、林地残材等)を炭素量換算で25%以上を利活用。</p> | <p>・「バイオマス・ニッポン」の早期実現のためには、関係府省が実効性のある形で一層連携し、また多様な意見や民間の視点を反映させることにより、バイオマス・ニッポン総合戦略を着実に推進していくことが重要。</p> | <p>・総合戦略に掲げる目標の達成状況の確認、関係施策の調整等を行うことを目的として、関係府省の局長レベルで構成するバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議を、またその下に関係課室長で構成する幹事会を設置する予定。また、同推進会議への提言、助言を行う機関として、バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループを設置する予定。</p> |
|--|--------------|--|---|---|---|

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|
| <p>関係府省は、引き続き、電子商取引、知的財産保護や標準化、競争政策や投資にかかるルール作り等、国際的ルール作りへ積極的な貢献を行う。</p> | <p>経済産業省 外務省 総務省 公正取引委員会 財務省 文部科学省</p> | <p>・新ラウンドにおけるルール策定、自由化に貢献すべく、非農産品市場アクセス、アンチ・ダンピングの規律強化、貿易と環境、貿易と投資、貿易と競争など様々な分野において、我が国としての提案文書を提出してきたところ。</p> <p>・2003年2月14～16日には、東京においてWTO非公式閣僚会議を開催。経済産業省からは平沼大臣が出席し、閣僚間での意見交換を通じて、相互の問題意識について理解を深めた。</p> <p>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。</p> | <p>・WTO新ラウンドの交渉期限は2005年1月1日となっており、現在交渉継続中。</p> <p>・「対中官民合同ミッション（平成14年12月）」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム（14年12月）」、「日台ホットライン（14年度立ち上げ）」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。</p> | <p>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。</p> <p>・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。</p> | <p>③各交渉分野ごとに定められた交渉スケジュールに則り、実質的な交渉を進めていく。</p> <p>④我が国としては、既存の貿易ルールの強化（アンチ・ダンピング等）や新たなルールの策定（投資ルール等）、諸外国の関税引き下げ等に重点を置き、産業界のニーズに留意した戦略的交渉を実施していく。</p> <p>⑤コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。</p> <p>⑥コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツEDIの業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。</p> <p>⑦ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。</p> |
|--|--|--|---|---|---|

| | | | | | |
|---|------------------------------|---|--|---|--|
| <p>総務省及び関係府省は、平成14年度中にアジア地域におけるブロードバンド環境整備の目標を明確化した「アジア・ブロードバンド計画」を策定するとともに、アジア諸国との協働体制を立ち上げ、官民の役割分担等について検討を行い、具体的な措置を盛り込んだアクションプランを策定する。</p> | <p>経済産業省 総務省 文化庁</p> | <p>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。</p> | <p>・「対中官民合同ミッション（平成14年12月）」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム（14年12月）」、「日台ホットライン（14年度立ち上げ）」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取り強化の働きかけを行った。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。</p> | <p>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。</p> <p>・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。</p> | <p>③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。</p> <p>③コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツEDIの業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。</p> <p>③ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。</p> |
|---|------------------------------|---|--|---|--|